別表第３を次のように改める。

別表第３

採用試験の種類	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（課長補佐級）	外国語試験（記述式）	英語及びフランス語のうち、受験者の選択する１箇国語
	外国語試験（面接）	英語及びフランス語のうち、受験者の選択する１箇国語
外務省経験者採用試験（書記官級）	外国語試験（記述式）	英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ミャンマー語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１箇国語
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ミャンマー語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する１箇国語

別表第４を次のように改める。

別表第４

採用試験の種類	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））		規則第19条の規定により告知された当該採用試験の第１次試験の日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者
外務省経験者採用試験（課長補佐級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して５年を経過した者
外務省経験者採用試験（書記官級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して９年を経過した者
農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して４年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農業経済、畜産、水産又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して土木、建築、材料工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
	国土地理院	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）第49条第１項に規定する測量士の登録を受けているもの
	地方整備局	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して土木又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
海上保安庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して５年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、原子力工学又は造船工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

２　この決定による改正は、平成25年８月１日から効力を発生する。

公　告

諸事項

工場財団

東京都品川区大崎一丁目６番３号**コバレントマテリアル株式会社**の工場財団に神奈川県秦野市曽屋字緑下30番１コバレントマテリアル株式会社秦野事業所の機械、器具等を更正する更正登記申請並びに同事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年８月１日

横浜地方法務局西湘二宮支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 25 年８月１日　　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　平成25年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年８月１日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年２月ころから平成23年11月７日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

大塚純一郎が「青葉」等の貸金業者名で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名

青葉、若葉、ブービー、ドンキー、たんぽぽ、パートナー

⑵　上記貸金業者が利息等を受領した銀行口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

北洋銀行奥沢口支店　澤向　宏樹　3624644

北洋銀行手稲中央支店　小林　征矢　4024560

北洋銀行野幌中央支店　石﨑　龍次　3875803

北洋銀行東屯田支店　照井　　淳　3522369

北洋銀行東苗穂支店　五十嵐健太　0499508

北洋銀行宮の森支店　佐々木昭夫　0052855

北洋銀行元町支店　三葉商会　野邑　　淳　3156227

北陸銀行白石支店　上田　絵美　5117300

北海道銀行川沿支店　西澤明季哉　0452230